

# 一般財団法人佐賀県教職員互助会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人佐賀県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第38条の規定に基づき、一般財団法人佐賀県教職員互助会（以下「この会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 事業

### (事業の種類)

第2条 この会は、定款第4条の規定により次の事業を行う。

(1) 会員に対する共済・貸付事業等の福利厚生事業

ア 現職互助部給付事業

- (ア) 結婚祝金
- (イ) 遺児奨学金
- (ウ) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等施術料補助金
- (エ) 扶養家族医療補助金
- (オ) 会員医療補助金
- (カ) 休業手当金
- (キ) 介護休暇給付金
- (ク) 妊産婦検診料補助金
- (ケ) 災害見舞金
- (コ) 傷病見舞金
- (セ) 療養見舞金
- (シ) 死亡弔慰金
- (ス) リフレッシュ助成
- (セ) 出産手当金
- (リ) 教員免許状更新講習受講助成

イ 現職互助部貸付事業

- (ア) 生活資金貸付金
- (イ) 教育資金貸付金
- (ウ) 車購入資金貸付金
- (エ) リフォーム資金貸付金
- (オ) 特別資金貸付金
- (カ) 住宅資金貸付金

- (2) 教育文化の振興に関する事業
  - ア 講演会、講習会等の開催
  - イ その他教育文化の振興に関する必要な事業
- (3) その他、必要な事業  
(事業の内容)

第3条 前条の事業の内容については、別に定める。

### 第3章 会計

(会計及び経理単位)

第4条 この会の会計及び経理単位は次のとおりとする。

- (1) 一般事業会計  
現職互助部会計  
(監査)

第5条 監事は、少なくとも年1回以上会計帳簿を監査しなければならない。

- 2 監事は、監査終了後すみやかにその結果を理事会に報告しなければならない。

### 第4章 会員

(資格得喪及び会員の期間計算)

第6条 会員の資格は、定款第32条第1項各号に掲げるいずれかの要件を備えるに至った日から取得し、当該要件を欠くに至った日から喪失する。

- 2 会員は、その加入にあつては、互助会加入申込書(共済組合員：別記様式第1号、非共済組合員：別記様式第1-1号)を事務局に提出しなければならない。
- 3 会員は、退職以外で退会するときは、互助会退会申出書(別記様式第2号)を事務局に提出しなければならない。

(会員期間の計算)

第7条 会員期間は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数により計算する。

(会員の権利)

第8条 会員は、次に掲げる権利を有する。ただし、次条に掲げる義務を果たさない者は、この限りでない。

- (1) 給付又は貸付けを受けること。
- (2) 事業に参加すること。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 定款、この会の運営規則及び運営に関する諸規程に服すること。

(2) 定款の規定に基づいてなされた決定に服すること。

(3) 会費を納入し、貸付金を返済すること。

(権利の譲渡禁止)

第10条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第5章 会費及び給付等

(会費)

第11条 定款第32条に掲げる会員は、毎月給料（教職調整額を含む。）の100分の1（円単位未満は切捨）を納入しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当し、給料を減額され、又は支給されないときはその割合に応じて、その会費を減額し、又は免除することができる。

(1) 育児休業の許可を受けたとき。

(2) 疾病により休職したとき。

(積立金)

第12条 定款第32条第1項第1号から第3号に掲げる会員（臨時的任用職員は除く）は、毎月給料（教職調整額を含む。）の1000分の5（円単位未満は切捨）を会費積立金として納入しなければならない。ただし、前条第2項の規定による会費免除者については、その免除期間に限って積立金を免除するものとする。

2 退職互助部現職会員として、毎月600円に給料（教職調整額を含む）の1000分の1を加算して得た額の積立金を預り積立金とする。ただし、退職互助部現職会員とは、平成28年3月31日までに退職互助部に加入していた現職会員とする。

3 前各項の積立金は、会員が第6条の規定に基づく会員資格を喪失した時に全額を還付する。

4 前項の積立金で、死亡退職により還付を受けようとする者は、会費積立金等請求書（別記様式第4号）に必要事項を記入のうえ、理事長に請求しなければならない。

(会員の受益条件)

第13条 給付は会員の請求、貸付は会員の申込みによって行う。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その一部又は全部を行わない。

(1) 故意に給付又は貸付の原因を生ぜしめたとき。

(2) 給付の請求又は貸付の申込みの理由について虚偽の事実があったとき。

(3) 請求又は受領に関して、虚偽又は不正の事実があったとき。

(4) 会費納入又は貸付金返済の義務を履行しないとき。

(権利の消滅)

第14条 給付の請求の権利は、その原因である事実が発生した日から、3年をもって消滅する。

(権利の存続期間)

第 15 条 給付又は貸付は、その原因である事実が会員たる資格を有する期間に生じたものに限りこれを行う。

(給付の請求等)

第 16 条 給付の請求又は貸付の申込みは、会員又は退職互助部会員以外の会員であった者が所属長を通じて行う。ただし、その者が死亡した場合は、その遺族が行う。

2 前項ただし書きにおける請求者の順位は、会員であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその葬祭を行う者の順とする。ただし、会員であった者が死亡前特別の意思表示をしたときは、この限りでない。

(給付金からの控除)

第 17 条 会員又は会員であった者に支給すべき給付金がある場合において、その者が支払うべき債務があるときは、給付金から控除することができる。

## 第 6 章 評議員の選出

(評議員の選出の方法)

第 18 条 評議員の数は、次表のとおりとする。

所属種	評議員数
小学校 中学校 ※ただし、県立中学校 は除く	10名
県立学校	6名
教育庁等	1名

2 市郡及び校種毎の評議員数その他必要な事項については、別に定める。

(事務局の組織及び職員)

第 19 条 事務局に次の係を置くことができる。

総務係

給付係

福利係

2 事務局に次の職員を置くことができる。

事務局長

事務局次長

課長

主幹

係長

主査

副主査

主事

特別顧問

(職員の任務及び身分)

第 20 条 事務局長は、上司の命を受け、事務局を統轄し、事務を掌理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 課長は、上司の命を受け、事務を掌理する。
- 4 主幹は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする事務を処理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、その係の事務をつかさどる。
- 6 主査、副主査及び主事は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。
- 7 特別顧問は、理事長から特命のあった事務を掌理する。
- 8 職員の任免は、理事長が行う。
- 9 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒及び服務については、労働基準法又はその他の法令等で特に定めのない者を除き、佐賀県教育委員会事務局職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 財団法人佐賀県教育職員互助会運営規則（昭和 47 年 12 月 1 日）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。